

青少年を守るために

～手をさしのべる優しさと勇気を～

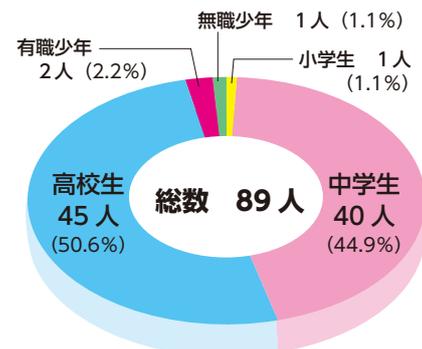
子どもに持たせる携帯電話やスマートフォンなどには、**フィルタリングの設定を！**

携帯電話・スマートフォンなどは便利な道具である半面、**使い方によっては危険もあります。**

- 平成25年に北海道内で性的被害に遭った少年（20歳未満）155人のうち、出会い系サイトやコミュニティサイト（プロフ、掲示板、ゲームサイト等）利用による被害が57.4%の89人で、その多くに携帯電話・スマートフォンが使用されています。
- 全国的には、コミュニティサイト利用による被害のうち、アクセス手段として携帯電話・スマートフォンを使用したものが9割以上で、サイト利用について保護者から注意を受けていないものが約6割、フィルタリング未加入のものが9割以上でした。また、無料通話アプリのIDをインターネットの掲示板などで交換したことがきっかけで、被害にあうケースが多発しています（出典：警察庁）。

北海道青少年健全育成条例により、携帯電話事業者は、契約時に子どもとその保護者に対し、有害情報を閲覧する機会が生じることやフィルタリングサービスの内容などを説明し、その内容を書面により交付しなければならないことが定められています。

道内におけるインターネット利用による少年の性的被害状況（平成25年中）



（出典：北海道警察）

スマートフォンなど新たな機器によるインターネットの利用を保護者が把握管理することが、**犯罪被害から子どもを守るうえで大切です。**

- ◆青少年が使用するスマートフォンを始めとする新たな機器について、どのような場所・環境で、どのようなサービスやアプリを利用しているか、それぞれに応じた有害サイトへの接続制限を行うフィルタリングが機能しているかなどについて保護者が把握しましょう。
- ◆無線LAN回線（Wi-Fi：無線通信でデータを送受信）を利用したインターネット接続の際には、無線LAN回線に対応したフィルタリングアプリを設定しましょう。
- ◆アプリを利用したインターネット接続の際には、アプリの利用制限機能があるフィルタリングアプリや、機器本体にある利用制限機能を設定しましょう。
- ◆フィルタリングなどの各種設定の変更・削除は、パスワードを入力し行うことが多いので、パスワードを適切に管理しましょう。
- ◆コンピュータウイルスが仕込まれているなど危険・有害なアプリもあり、個人情報流出のおそれがありますので、ウイルス対策ソフトを利用しましょう。



18歳未満の者の「出会い系サイト」の利用は、法律で禁止されています。

出会い系サイトで知り合った人と気軽に会ってしまった児童が、殺人、強姦、誘拐などの事件に巻き込まれています。また、**コミュニティサイトの利用による安易な個人情報の掲載をきっかけとした事件や性犯罪等の被害が増えています。**

子どもが出会い系サイトなどによる犯罪から自分の身を守るためのルール

見ない!

「出会い系サイト」への勧誘メールや「ID交換掲示板サイト」は見ない。「危険」には近づかないことが大切。

書き込まない!

一度でも書き込むと、相手は巧みな誘い文句で誘惑してくる。

絶対に会わない!

会ってみようかな＝危険なこと！相手は、そんな心のスキをねらっている。



児童ポルノは重大な児童への性的虐待です!

児童ポルノは、児童の性的虐待を伴うばかりでなく、一度インターネット上に画像が流出すると、被害がいつまでも続き、児童を性的対象とする風潮を助長する大きな要因となっており、絶対に許すことはできません。児童の権利を守るために、児童ポルノの根絶に向け、社会が一体となって取り組むことが大切です。



地域で青少年をはぐくみ、非行の根絶に取り組みましょう！

飲酒・喫煙 ～ 補導される少年の約4割は喫煙

- ◆お酒やタバコは習慣になり易く、やめようと思ってもなかなかやめられません。
- ◆特に未成年者はニコチン依存症になるまでの期間が短く、成年と比べ、健康に大きな影響があります。
- ◆未成年者に飲酒や喫煙の機会を与えることは犯罪です。
- ◆地域で青少年の規範意識を醸成しましょう。



万引き ～ しない、させない、許さない

- ◆万引きを含む窃盗の場合、自己中心的で短絡的な考えや遊び、好奇心、スリルなど興味本位から犯罪を犯すなど、規範意識が低下しています。
- ◆万引きや自転車盗は窃盗という犯罪であることや、犯罪の被害により生活を侵される人々がいることを、しっかりと認識させることが大切です。
- ◆また、曖昧に対応して再犯の道をたどらせないように、ときには厳しさも必要です。

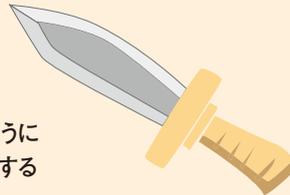
薬物乱用 ～ 一度でも一生つきまとう薬物



- ◆初めは軽い気持ちでも、覚せい剤や大麻などの薬物は、一度使うとまた使いたくなる性質が強く、気づいた時にはやめられなくなっています。また、やめても、何ヶ月も何年後になって幻覚が現れたり、後々まで悪影響を及ぼします。
- ◆道内では広範囲に大麻が自生していますが、大麻の所持は犯罪です。
- ◆違法ドラッグは、幻覚作用だけでなく、健康障害などを発生させるものであり、合法と称してハーブやお香などの形態で販売されるケースが多く、青少年への広がりが懸念されています。
- ◆青少年に「大麻・違法ドラッグぐらいなら…」などと思わせないためにも、しっかりと薬物の恐ろしさを教えることが大切です。

有害な刃物 ～ 持たない、持たせない

- ◆ファッションや護身用といった理由での携帯が非行に繋がるケースがあります。
- ◆青少年に非行を起こさせない、あるいは事件などに巻き込まれないようにするため、社会全体で有害な刃物を青少年に所持させないよう努力することが大切です。



平成21年1月5日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、刃渡り5.5cm以上のダガーナイフなど両側に刃がついた剣の所持が禁止されました。

非行防止への糸口 ～ 子どもと向き合って！



大切なことは伝えましょう。

- ◆子どもに物事の善し悪しをきちんと伝えることは大事なことです。
- ◆周りの大人の助けなしに、子どもだけで正しく判断することは難しいものです。
- ◆子どもは周囲とぶつかりながら気づいていくのです。
- ◆「他の子どもに影響されただけ」とかばったり、「勝手にしなさい」と放っておかず、「悪いことは悪い」とはっきり言いましょう。

うまくいかないこともあります。

- ◆子どもに悪いことや危ないことを繰り返し伝えても、結局、「自分が好きなようにやっているんだからいい」という子どもが取り合わないことがあります。

◆また、「止められるとますますやりたくなる」とか「友だちもやっているし、仲間外れにされる」と言うかも知れません。こんな時、大人は戸惑います。

言ってもきかないと諦めないで、話しをしましょう。

- ◆「何度言っても聞かない」そんな時には、今までやってきたことをどこか変えるといい結果につながる場合があります。
- ◆例えば、いつどんな時に、誰が、どんな言い方で、どんな気持ちで、何回言うのかなど、少しでも変えてみてはどうでしょう。
- ◆いっそのこと何も言わずに、普段の態度をちょっと変えてみるのもいいかもしれません。
- ◆いろいろ考えたり変えてみているうちに、その人だからこそできる何かが見つかるかもしれません。
- ◆「そんな小さなことではなく、もっと根本的な解決を」と思われる方もいるかも知れませんが、むしろ小さな変化が大切なのです。
- ◆小さな変化を少しずつ積み重ねていけば、あとで振り返ると、きっと大きな変化につながるものです。

相談窓口		電話番号	受付時間
教育やいじめ等 子どもに関する事	子ども専用フリーダイヤル (北海道立教育研究所)	0120-3882-56	毎日24時間
	24時間いじめ相談 (全国統一ダイヤル)	0120-3882-86	月～金(祝日、年末年始を除く)10時～17時
少年の非行や犯罪 被害に関する事	少年相談110番 (北海道警察少年サポートセンター)	0570-0-78310	毎日24時間
		0120-677-110	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時45分～17時30分

毎月第3日曜日は「道民家庭の日」です。家族みんながそろって過ごし、家族の会話で絆を深めましょう。